

ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツの指定管理者募集に関する質問に対する回答(第一次募集時の質問を含む)

令和6年9月6日

岐阜県商工労働部産業デジタル推進課

No.	質問箇所	質問内容	回答
1	募集要項 P11 2(4)イ提出書類	書類一式はあらかじめ作成されているパンフレット等を除き、極力、製本あるいはホチキス止め等をせず、1部ずつファイル等に綴じてくださいと記載がございますが、ファイルとはフラットファイルやリングファイルを使用して綴るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。フラットファイルやリングファイル等、資料が分離できる形での提出についてご協力をお願いします。
2	募集要項 P12 2(4)イ提出書類	(オ)法人の登記事項証明書の提出がございますが、登記事項証明書は履歴事項全部証明書との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、登記事項証明書のうち、申請日前3か月以内に交付された履歴事項全部証明書について提出してください。
3	業務仕様書 P34 第5の4(3)ウ	集積効果のPRに関する取組みの中に令和8年に実施する「センタービル開設30周年イベント」の記載がありますが、当該イベントの主催者は誰になるのでしょうか。	当該イベントは仕様上で指定管理者に年1回の実施を求めている、集積効果のPRに関するイベントの一環として実施するものであるため、主催者は指定管理者となります。ただし、仕様書に「財団、入居企業等、周辺企業、SJ情場クラブ等と連携して開催すること」と記載のあるとおり、関係団体と連携して開催することを想定しているため、他団体との共催については、妨げるものではありません。
4	業務仕様書 P31 第5の3(5)ウ(エ)	「②企業との商談会の開催(月1回以上)」との記載がありますが、これは既存事業のソフトピアランチクラブや、ソフトピアメッセを商談会と想定してよろしいでしょうか。	商談会の開催形式については特段の指定はありません。現在の指定管理者が実施している「ソフトピアランチクラブ」等の企画として商談会を実施することも差支えはありませんが、事業計画書の作成にあたっては、仕様で行うこととされている事業がどの事業に該当するのかを明確にしてください。
5	業務仕様書 P31 第5の3(5)オ	「インキュベートルーム入居企業のうち、新たに入居6年目に到達する企業:20社(5年間)」との記載がありますが、これは令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で、新しく入居6年目に達する企業が20社以上になるように、入居継続に関する取組みを行うということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。入居企業のステップアップに応じた継続的な支援を実施できるよう、企業の将来性を見据えた事業を計画・実施してください。

6	業務仕様書 P4 第3の5(2)	<p>①再生可能エネルギー由来の電力量の割合を2025年度までに30%以上、2030年度までに100%とするよう努めてくださいとの記載がありますが、あくまで努力義務との解釈で宜しいでしょうか？</p> <p>なお、電気事業者からは再生可能エネルギー由来電力の調達が可能との回答を得ておりますが、契約単価がアップしてしまうため、指定管理者のみならず、入居企業にも応分の負担を強いる事になります。</p> <p>※2025年度は1kwhあたり1.1円(税込)想定。 但し、2026年度以降は未定(高くなる場合あり)。 また、その場合には貴県より契約単価アップ分の補填はありますでしょうか？</p> <p>②貴県への確認資料の報告頻度はどのくらいでしょうか？</p>	<p>①お見込みのとおり、記載の内容は努力義務となります。ただし、今後の県の政策方針によっては、義務となる場合があります。また、業務仕様書上で目標として定めている事項である以上、再生可能エネルギー由来の電力(以下、「再エネ電力」という)調達状況については、事業評価に影響する可能性があります。</p> <p>入居企業へ請求する専有部分の電気料金については、基本的に指定管理者が電力会社から請求される電気料金請求単価等を基に設定されると思慮されますので、電力会社が示す請求単価が上昇した場合には、入居企業へ求める電気料金が増加することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>また、現時点では再エネ電力調達に係る追加費用については、県での補填はありません。ただし、今後、再エネ電力調達が義務となった場合についての補填は、現時点で未定です。</p> <p>②毎年度1回、施設所管課より前年度の「環境マネジメントマニュアル記録票」の作成依頼がありますので、その際に示される報告様式にて回答してください。(指定管理初年度についても前年度の報告が必要となりますので、前指定管理者よりエネルギー使用量等の記録を引継いでください)その際、根拠資料等についても合わせてご提出願います。</p>
7	業務仕様書 P33 第5の4(3)ウ	<p>「入居企業や立地企業の製品・サービスを総合的にPRするとともに、企業連携効果をアピールするイベントをセンターにおいて年1回以上設けるなど、集積効果を前面に出して入居促進に努めてください。」と記載がございますが、イベント会場については、隣接する大垣情報工房の貸出施設(スィンクホール、セミナー室など)も使用してよろしいでしょうか。</p>	<p>差支えありませんが、この場合に発生する施設利用料金については、指定管理料の追加等の措置は行いません。</p>